

令和7年4月25日

横 浜 市 長

横浜市大規模小売店舗立地審議会
会 長 石 塚 陽 子



大規模小売店舗を設置する者による生活環境保持
のための適正な配慮に関する事項について（答申）

令和6年10月9日付けで届出のあった次の店舗については、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条に基づく指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を勘案し調査審議した結果、以下のとおり答申します。

大規模小売店舗の名称 及び所在地	審 議 結 果
(名 称) (仮称) ライフセレクトN EW横浜本店 (所在地) 横浜市戸塚区平戸町100番 地	本案件に対し、法第8条第4項に基づく横浜市の意見を有しない ものとするのが適当と判断します。 なお、以下について付帯事項とします。 ・ 開店後の交通環境について調査を行い、その結果を報告してく ださい。 店舗周辺において交通渋滞が生じる場合は、誘導員の配置、案 内経路の見直しなど必要な対策を講じてください。 ・ 開店後、駐車場等の出入口及び敷地内の安全対策、店舗周辺の 交通環境及び近隣住宅の生活環境等に問題が生じた場合には、 関係機関と協議の上、速やかに適切な対策を講じてください。